



役員候補選任に関する規約

平成 29 年 11 月 28 日 第 5 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、役員選任規程（0102）にしたがい、理事会の下に設置される役員候補選任小委員会が役員候補者を選任するにあたっての手続きと考慮すべき事項を記したものである。

(役員候補者の手続き)

第 2 条 役員候補選任小委員会は、役員候補者の受付期間を設定し、余裕を持って会員に周知する。

(役員配置の均衡)

第 3 条 本会の広範な活動範囲に鑑み、大学、研究開発機関等および産業界の 3 分野間の協調を重視し、それらの間で役員配置の均衡を図る。また、地域（支部）、専門分野等も考慮し、学会運営が適切かつ円滑におこなえるよう配慮する。

(役員候補者の資質と年齢の目安)

第 4 条 本会にとって重要な会務の執行と本会の発展を担う役員候補者には、原子力に関する豊富な学識・経験に加えて、今後の原子力開発についての高い見識が求められる。また、学会は会員のボランティア活動によって支えられているが、このことは役員も同様であり、社会情勢の急激な変化に対応して学会運営を適切におこなうには、積極的な活動型の役員候補者が望まれる。

2 会長を含む役員の年齢として、就任年の 4 月 1 日現在 65 歳以下が望ましい。

(会長)

第 5 条 会長は、理事の互選で定める。なお、会長は 1 年任期とし、1 回に限り再任を認める。新たに選任する場合は、活動の継続性の観点から近い時期の副会長経験者の中より選任することが望ましい。

(副会長)

第 6 条 副会長は 2 年任期とし、理事の互選で定める。なお、副会長は原則として、理事または支部長、部会長経験者より選任することが望ましい。副会長は 2 年任期の後、あるいは途中で会長へ選任される場合もあることを考慮する。大学、産業界、研究機関等のバランスを考慮する。

(会長、副会長の互選方法)

第7条 会長、副会長を定める理事の互選は、選挙管理委員の管理の下、理事の投票によりおこなう。

2 前項の投票を管理する選挙管理委員は、監事をもって充てる。

(監事)

第8条 監事は、理事経験者または関係機関の役員などを基準として選任する。

(改定)

第9条 本規約の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会が決定する。

附則

1 平成13年10月15日 第3回総務財務委員会制定、同日施行

平成13年10月23日 第437回理事会報告

2 改定履歴

① 平成17年1月26日 第469回理事会承認

② 平成18年1月31日 第478回理事会承認

③ 平成19年1月30日 第485回理事会承認

④ 平成20年1月24日 第492回理事会承認

⑤ 平成25年11月26日 第4回理事会承認

⑥ 平成26年1月30日 第5回理事会承認

⑦ 平成26年3月19日 第6回理事会承認

⑧ 内規を規約に変更 平成28年1月26日 第5回理事会承認

⑨ 平成29年4月6日 第8回理事会承認

⑩ 平成29年11月28日 第5回理事会承認

附則

1 平成25年11月26日改定の内規は、理事会承認の日から施行する。

2 平成26年1月30日改定の内規は、理事会承認の日から施行する。

3 平成26年3月19日改定の内規は、理事会承認の日から施行する。

4 平成28年1月26日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。

5 平成29年4月6日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。

6 平成29年11月28日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。

7 本規約は、平成29年11月28日理事会起案の定款細則改定案が定時社員総会で承認された日をもって廃止する。